

平成30年度第7回隠岐の島町農業委員会総会議事録

平成30年10月31日（水）午後1時30分から午後2時00分まで、隠岐の島町役場2階第1会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	井澤 健	2番	齋藤 律子	3番	佐々木 眞憲	4番	谷川 トシ子	5番	藤野 裕之	6番	村上 淳一
7番	村上 義成	8番	八幡 幸春								

2. 欠席委員

--	--

3. 事務局出席者

事務局 藤川 芳人 茶山 宏 坂口 武 池田 光寿

4. 提出議案

1. 委員着席
2. 開会宣告 委員 8名中 8名出席
3. 会長あいさつ
4. 議事録署名委員の指名 (8番 八幡 幸春 委員) (1番 井澤 健 委員)
5. 会期決定平成30年10月31日 本日限り
6. 議第1号農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
7. 議第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
8. 議第3号農地利用集積計画の決定について (16件)
9. その他
10. 閉会宣言

5. 議事内容

事務局： 只今から平成30年度第7回隠岐の島町農業委員会総会を開催いたします。

日程2の開会宣言ですが、本日は8名中8名の出席となっておりますので、この会は成立となります。

続きまして、日程3の会長挨拶をお願いします。

議長： 本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

農家の皆さんにも、秋の収穫時期も終わり、一段落といったところではないかと思うところです。

今年のコメの収穫につきましては10月に入り天候が悪く、一部作業が大変な場所もあったかと思うところです。

また、収穫量につきましては夏の晴天・高温に伴う分けつ不足もありまして全体的に株が小さいものでした。

更には米選機の網目の変更もありまして収量的には作況指数は100とはいうものの少ないと伺っております。

一方、等級につきましては、1等米比率が80%を超えているということで県下でも上位クラスと思うところです。

さて、本日の議案につきましてご案内のとおりですので十分にご審議させていただきますようお願い申し上げます。

挨拶に代えさせていただきます。

本日の議事録署名は8番の八幡委員、1番の井澤委員にお願いしたいと思います。

会期につきましては本日限りということでお願いいたします。

続いて日程6、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： <議第1号について説明>※顛末書あり

議長： 只今の案件について、何か質問等はございませんか。

全委員： <質問、意見なし>

議長： それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手<全委員賛成>

議長： 続いて日程7、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： <議第2号について説明>

議 長 : 只今の案件について、何か質問等はございませんか。

全 委 員 : <質問、意見なし>

議 長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員 : 全員挙手<全委員賛成>

議 長 : 続いて日程8、議第3号「農地利用集積計画の決定について」16件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 : <議第3号について説明>

議 長 : 只今の案件について、何か質問等はございませんか。

全 委 員 : <質問、意見なし>

議 長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員 : 全員挙手<全委員賛成>

議 長 : 議案については以上となりますが、その他、何かございませんか。

事 務 局 : 事前にお配りした「農地集積推進員の名称変更について」というプリントをご覧ください。県公社よりのお知らせですが、
農地集積推進員の名称が、新たに農地集積相談員となりましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、農業委員会の法律改正に伴い、今年度中に指針を
作成するように県から指示をうけております。先般の会の際に、指針の案を提出させていただきました。同様に、
推進委員の皆さんにも意見を10月半ばまでを期限として伺っていたところ、1件ほど意見がございました。指針の方向性としては
良いと思うが、法人を含む認定農業者および参入希望者にのみ焦点を当てずに、60歳以上の退職後の就農者や地域の農業者
グループの育成も指針としてほしい、とのことでした。貴重なご意見を頂きましたので、これを踏まえて次回の農業委員会で
再度、皆様に提示してご意見を頂き、決定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、もう1枚のプリントをご覧ください。島根県内の自治体で、農地の取得に必要な最低面積を表すリストになります。

議 長 : 以前から何回か皆さんにお伝えしておりました、県下の自治体の状況資料を見ながら、事務局の説明を聞いて情報共有をしたいと思っております。
議案としての取り上げはまだになります。

事務局：現在、隠岐の島町で農地を取得するための最低面積は30aとなっています。しかし、それとは別に面積を設けられることについて、農地法では定められております。県下の自治体でも雲南市をはじめとして、いくつかの自治体が取り組んでおります。細かな情報についてはまた、次回以降の農業委員会の際にお渡ししたいと考えております。

議長：以前から話に挙がっていましたが、空き家対策ということで、空き家は買えるけど付随する農地を取得できないというのは困る、ということから、その場合の取得面積を1aにするというものであります。

委員：そのような規定があるのであれば、なるべく急いで整備を進めたほうが良いと思います。整備自体はすぐにできるのでしょうか。

事務局：面積の調査、関係機関との調整等を経て、最終的の農業委員会で決定することとなります。農地付き空き家のための取得面積の引き下げは、農地付き空き家を管理する課や県からも要請が出ている状況になっていますので、調整をしたいと思います。

議長：このことについては、今後の農業委員会の中で話を進めていきたいと思います。

その他、何かございませんか。

以上で本日の農業委員会総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以下余白)

以上の通り会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年10月31日 (総会閉会 14時00分)

隠岐の島町農業委員会会長

隠岐の島町農業委員会委員

隠岐の島町農業委員会委員